

事務連絡
平成24年9月28日

地方厚生（支）局保険主管課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）

御中

厚生労働省保険局医療課

東日本大震災による被災者が受けたあん摩マッサージ指圧師の施術及びはり師、きゅう師の施術に係る医師の同意書等の取扱いについて（その4）

東日本大震災による災害発生に関し、あん摩マッサージ指圧師の施術及びはり師、きゅう師の施術に係る医師の同意書等の取扱いについては、「東日本大震災による被災者が受けたあん摩マッサージ指圧師の施術及びはり師、きゅう師の施術に係る医師の同意書等の取扱いについて（その3）」（平成24年2月28日付厚生労働省保険局医療課事務連絡）により連絡したところであるが、今般、平成24年10月1日以降の取扱いについて、下記のとおりとするので、関係団体に周知を図るようよろしくお願いしたい。（改正カ所は下線を引いた部分）

記

1. 医師の同意書の取扱い

下記4の「対象者」に該当する者は、震災の影響による診療所の閉鎖や診療所に他の外来患者が集中していること等の理由により医師から同意書の交付を受けることが困難な場合には、実際に医師から施術の同意を得ており、警戒区域等（※）の施術所（専ら出張のみにより業務に従事することとして保健所等に届出を行っている場合には施術者。以下同じ。）において施術を受けた場合に限り、脱臼又は骨折に係る施術も含め、療養費支給申請書（以下「申請書」という。）への医師の同意書の添付を省略することができることとする。

なお、この場合には申請書の摘要欄に同意書を添付できない具体的理由、同意をした医師の氏名及び住所又は連絡先、同意年月日、病名並びに要加療期間の指示がある場合はその期間（あん摩マッサージ指圧師の施術については症状、施術の種類、施術部位及び往療の必要の有無を含む。）を記載する



こと。

変形徒手矯正術については、その施術の態様に鑑み、直接に医師の診察を受けた上で同意を得ていることに特に留意する必要があることから、申請書の適用欄に診察年月日も併せて記載すること。また、申請書の適用欄に記載されたこれらの内容は施術録にも記載すること。

※警戒区域等…「東日本大震災により被災した被保険者等の一部負担金の免除措置に対する財政支援の延長等について」（平成 24 年 1 月 31 日付厚生労働省保険局医保険課、国民健康保険課、高齢者医療課、総務課医療費適正化対策推進室事務連絡。別紙参考参照。）の 1（1）の東京電力福島第一原子力発電所事故による警戒区域等をいう。

2. 再同意の取扱い

(1) あん摩マッサージ指圧師の施術（変形徒手矯正術を除く。）及びはり師、きゅう師の施術

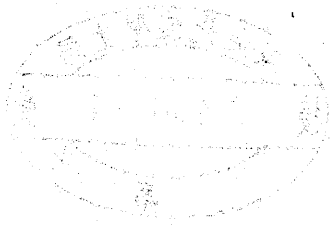
下記 4 の「対象者」に該当する者は、震災の影響による診療所の閉鎖や診療所に他の外来患者が集中していること等の理由により、初療の日から 3 ヶ月を経過した時点（初療の日が月の 15 日以前の場合は当該月の翌々月の末日とし、初療の日が月の 16 日以降の場合は当該月の 3 ヶ月後の月の末日とする。）における医師の再同意の確認が困難な場合は、警戒区域等の施術所において施術を受ける場合に限り、初療の日から 6 ヶ月を経過した時点（初療の日が月の 15 日以前の場合は当該月の 5 ヶ月後の末日とし、初療の日が月の 16 日以降の場合は当該月の 6 ヶ月後の末日とする。）までは同意の確認を猶予することができることとし、その間に受けた施術については療養費の支給を受けられるものであること。

また、再同意について、同一の同意書により療養費を支給可能な期間は、医師による再同意から 3 ヶ月とされているところであるが、上記の理由による場合には、警戒区域等の施術所において施術を受ける場合に限り、再同意の日が月の 15 日以前の場合は当該月の 5 ヶ月後の末日まで、月の 16 日以降の場合は当該月の 6 ヶ月後の末日までとすること。

なお、この場合は申請書の摘要欄に医師の同意の確認が困難な具体的理由を記載するとともに、この猶予期間内に必ず医師の同意の確認を行うこと。

(2) あん摩マッサージ指圧師の施術（変形徒手矯正術に限る。）

下記 4 の「対象者」に該当する者は、震災の影響による診療所の閉鎖や診療所に他の外来患者が集中していること等の理由により、初療の日又は再同意の日から 1 ヶ月を超えて施術を受ける必要がある場合で医師の同意書の交付を受けることが困難な場合には、直接医師の診察を受けた上で実際に施術の同意を得ており、警戒区域等の施術所において施術を受ける場合に限り、同意書の添付を省略できることとし、その間に受けた施術については療養費



の支給を受けられるものであること。

なお、この場合には申請書の摘要欄に同意書を添付できない具体的理由、同意をした医師の氏名及び住所又は連絡先、診察年月日、同意年月日、病名、症状、施術の種類、施術部位、要加療期間の指示がある場合はその期間及び往療の必要の有無を記載すること。また、申請書の適用欄に記載されたこれらの内容は施術録にも記載すること。

3. 往療の取扱い

片道16キロメートルを超える場合の往療については、以下の要件のいずれも満たす場合に限り、往療料の対象とすること。

- ① 下記4の「対象者」に該当する者であって、震災により居住場所を移した者を対象とするものであること
- ② 当該患者に対して震災以前より往療を行っている施術所によるものであること。

なお、この場合の往療料は、片道16キロメートルまでとして算定した額とし、申請書の摘要欄に、震災により避難した旨、避難年月日、避難前及び避難後の居住場所並びに16キロメートルを超える往療を必要とする具体的理由を記載すること。

4. 対象者

「東日本大震災により被災した被保険者等の一部負担金等免除証明書の取扱いについて」(平成24年7月24日付厚生労働省保険局医保険課、国民健康保険課、高齢者医療課、医療課事務連絡。別紙参照。)(以下「一部負担金等に関する事務連絡」という。)の2の場合に該当し、保険者から交付された一部負担金等の有効期限が切れていない免除証明書を提示した者。

5. 取扱い期間

一部負担金等に関する事務連絡の2の場合に該当する者については、平成25年2月28日までの施術に係る取扱いとする。

6. その他

この取扱いは、東日本大震災の発生という事態に鑑み、地域を限って緊急やむを得ない措置として行われる特別なものであることから、この取扱いも含め、引き続き療養費支給の適正化に努めるものであること。

(別紙)

事務連絡

平成24年7月24日

地方厚生(支)局医療課 御中

厚生労働省保険局保険課
厚生労働省保険局国民健康保険課
厚生労働省保険局高齢者医療課
厚生労働省保険局医療課

東日本大震災により被災した被保険者等の一部負担金等免除証明書の取扱いについて

東日本大震災により被災した被保険者等(以下「被災被保険者等」という。)の一部負担金等免除証明書(以下「免除証明書」という。)の平成24年3月以降の取扱いについては、「東日本大震災により被災した被保険者等の一部負担金の免除措置に対する財政支援の延長等について」(平成24年1月31日付け厚生労働省保険局保険課・国民健康保険課・高齢者医療課・総務課医療費適正化対策推進室事務連絡。)及び「東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震による被災者に係る一部負担金等の取扱いについて(その12)(平成24年3月以降の診療等分の取扱い)」(平成24年1月31日付け厚生労働省保険局医療課事務連絡。)(以下「1月事務連絡」という。)でお示ししているところです。

今般、免除証明書の取扱いについて、全国の医療機関等で統一的な取扱いがなされるよう、下記のとおり整理しましたので、平成24年9月末までの取扱いを再度御確認いただくとともに、平成24年10月1日以降の取扱いについて、内容を御了知の上、保険医療機関等関係団体に周知いただきますようお願いいたします。

記

1 平成24年9月末日までの免除証明書の取扱いについて(1月事務連絡にて周知済み)

- (1) 国民健康保険、後期高齢者医療制度及び全国健康保険協会の被災被保険者等については、有効期限が「平成24年2月29日まで」と印字されている免除証明書であっても有効なものとして取り扱うこと。
- (2) 福島県の以下の町村(※)の国民健康保険の被保険者及び保険証に記載された住所が以下の町村である福島県の後期高齢者医療制度の被保険者については、被保険者証の提示により、免除証明書の提示に代えることができること。

(※) 広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村

2 平成 24 年 10 月 1 日以降の免除証明書の取扱いについて

東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う国による避難指示等の対象となっている地域の被災被保険者等の一部負担金の免除措置については、平成 24 年 10 月 1 日以降も継続する予定であるが、有効期限が切れた免除証明書は無効なものとして取り扱うこと。

したがって、保険医療機関等においては、被災被保険者等が加入している医療保険の種類等にかかわらず、有効期限が切れていない免除証明書を提示した被災被保険者等についてのみ、一部負担金の支払を免除すること。

(参考)

事務連絡
平成24年1月31日

地方厚生(支)局医療課
都道府県民生主管部(局)
国民健康保険主管課(部)
後期高齢者医療主管課(部)
都道府県後期高齢者医療広域連合事務局
全国健康保険協会
健康保険組合

御中

厚生労働省保険局保険課
厚生労働省保険局国民健康保険課
厚生労働省保険局高齢者医療課
厚生労働省保険局総務課医療費適正化対策推進室

東日本大震災により被災した被保険者等の一部負担金の免除措置に対する
財政支援の延長等について

東日本大震災により被災した被保険者等の一部負担金の免除措置の取扱い等については、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律等における医療保険関係の特例措置について」(平成23年5月2日付け保発0502第3号保険局長通知)において、一部負担金の免除措置の期間を平成23年3月11日から平成24年2月29日までとし、免除措置に対して財政支援すること等としていましたが、今般、財政支援する期間を下記のとおり延長することとしましたので、貴管下保険者及び関係団体においては内容を御了知の上、適切な取扱いがなされるよう御配慮願うとともに、被保険者等に対して別添資料により周知徹底いただきますようお願いいたします。

なお、保険料(税)の取扱い及び財政支援の具体的内容等に関しては、別途通知する予定です。

記

- 1 一部負担金の免除措置に対する財政支援の期間の延長について
 - (1) 東京電力福島第一原子力発電所事故による警戒区域等(※1)の全ての住民(全被保険者等)(※2)
 - ・ 平成25年2月28日まで延長すること。
 - ・ 平成24年3月以降についても、平成24年2月29日までと同様の財政支援を予定していること。
 - (2) 東日本大震災による被災区域(警戒区域等以外)の住民のうち、国民健康保険及び後期高齢者医療制度の被保険者(※2)(※3)
 - ・ 平成24年9月30日まで延長すること。
 - ・ 免除措置に係る費用の全額について、特別調整交付金により措置する予定であること。
- (※1) 警戒区域、計画的避難区域、旧緊急時避難準備区域、特定避難勧奨地点(ホ

ットスポット)

(※2) 震災発生後、他市町村へ転出した住民を含む。

(※3) 全国健康保険協会及び健康保険組合においても、警戒区域等以外の被保険者等について、財政支援は行わないが、保険者の判断により一部負担金の免除等を延長することは可能であるので、各保険者において、被保険者の状況を踏まえ、適切に対応いただきたい。なお、全国健康保険協会においては、警戒区域等以外の被保険者等についても、平成24年9月30日まで一部負担金の免除を延長する予定である。

2 免除証明書について

(1) 国民健康保険、後期高齢者医療制度及び全国健康保険協会関係

免除証明書の有効期限は、現在、「平成24年2月29日まで」と印字されているが、平成24年3月以降も、引き続き使用可能なものとして取り扱うこと。

市町村の全域が警戒区域等となっているため、免除証明書の交付を要していない市町村(※4)においては、被保険者証の提示により免除証明書の提示に代えることができることとしているが、この取扱いについては、平成24年3月1日から平成24年9月30日までの期間においても、引き続き継続すること。

なお、平成24年10月1日以降の免除証明書の取扱いについては、免除証明書の交付を要していない市町村も含め、免除証明書の再発行等が必要となるが、具体的な取扱い等については、別途通知する予定であること。

(※4) 広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村

(2) 健康保険組合関係

平成24年3月以降は、一部負担金の免除が延長される被保険者等と延長されない被保険者等がいることとなるため、延長される被保険者等の免除証明書を更新し、延長されない被保険者等の免除証明書を回収することが必要であり、適切に対応されたいこと。

なお、免除証明書の更新については、有効期限を更新することで対応しても差し支えないこと。

3 入院時食事療養費等の標準負担額等の免除措置について

入院時食事療養費等の標準負担額等の免除措置は、平成24年2月29日までとすること。

なお、関係告示については、平成24年2月中に公布する予定であること。

4 特定健康診査等の自己負担金の免除措置等に要した費用への財政支援の期間の延長について

特定健康診査等の自己負担金の免除及び被災先との健診単価の差額に対する助成措置は、東京電力福島第一原子力発電所事故による警戒区域等(※1)の住民及び避難者(特定健康診査等の受診対象者)について平成24年度実施分まで延長すること。

事務連絡
平成24年2月28日

地方厚生（支）局保険主管課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）

御中

厚生労働省保険局医療課

東日本大震災による被災者が受けたあん摩マッサージ指圧師の施術及び
はり師、きゅう師の施術に係る医師の同意書等の取扱いについて（その3）

東日本大震災による災害発生に関し、あん摩マッサージ指圧師の施術及びはり師、きゅう師の施術に係る医師の同意書等の取扱いについては、「東日本大震災による被災者が受けたあん摩マッサージ指圧師の施術及びはり師、きゅう師の施術に係る医師の同意書等の取扱いについて」（平成23年10月13日付厚生労働省保険局医療課事務連絡）により連絡したところであるが、今般、これを下記のとおり改正するので、関係団体に周知を図るようよろしく願いたい。（改正カ所は下線を引いた部分）

記

1. 医師の同意書の取扱い

下記4の「対象者」に該当する者は、震災の影響による診療所の閉鎖や診療所に他の外来患者が集中していること等の理由により医師から同意書の交付を受けることが困難な場合には、実際に医師から施術の同意を得ており、被災地（※）の施術所（専ら出張のみにより業務に従事することとして保健所等に届出を行っている場合には施術者。以下同じ。）において施術を受けた場合に限り、脱臼又は骨折に係る施術も含め、療養費支給申請書（以下「申請書」という。）への医師の同意書の添付を省略することができることとする。

なお、この場合には申請書の摘要欄に同意書を添付できない具体的理由、同意をした医師の氏名及び住所又は連絡先、同意年月日、病名並びに要加療期間の指示がある場合はその期間（あん摩マッサージ指圧師の施術については症状、施術の種類、施術部位及び往療の必要の有無を含む。）を記載する

こと。

変形徒手矯正術については、その施術の態様に鑑み、直接に医師の診察を受けた上で同意を得ていることに特に留意する必要があることから、申請書の適用欄に診察年月日も併せて記載すること。また、申請書の適用欄に記載されたこれらの内容は施術録にも記載すること。

※被災地・・・「東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震による被災者に係る一部負担金等の取扱いについて(その 11)」(平成 23 年 9 月 30 日付厚生労働省保険局医療課事務連絡。別紙 2 参照。)の 1 (1)に記載された災害救助法(昭和 22 年法律第 118 号)及び被災者生活再建支援法(平成 10 年法律第 66 号)の適用対象市町村をいう。

2. 再同意の取扱い

(1) あん摩マッサージ指圧師の施術(変形徒手矯正術を除く。)及びはり師、きゅう師の施術

下記 4 の「対象者」に該当する者は、震災の影響による診療所の閉鎖や診療所に他の外来患者が集中していること等の理由により、初療の日から 3 ヶ月を経過した時点(初療の日が月の 15 日以前の場合は当該月の翌々月の末日とし、初療の日が月の 16 日以降の場合は当該月の 3 ヶ月後の月の末日とする。)における医師の再同意の確認が困難な場合は、被災地の施術所において施術を受ける場合に限り、初療の日から 6 ヶ月を経過した時点(初療の日が月の 15 日以前の場合は当該月の 5 ヶ月後の末日とし、初療の日が月の 16 日以降の場合は当該月の 6 ヶ月後の末日とする。)までは同意の確認を猶予することができることとし、その間に受けた施術については療養費の支給を受けられるものであること。

また、再同意について、同一の同意書により療養費を支給可能な期間は、医師による再同意から 3 ヶ月とされているところであるが、上記の理由による場合には、被災地の施術所において施術を受ける場合に限り、再同意の日が月の 15 日以前の場合は当該月の 5 ヶ月後の末日まで、月の 16 日以降の場合は当該月の 6 ヶ月後の末日までとすること。

なお、この場合は申請書の摘要欄に医師の同意の確認が困難な具体的理由を記載するとともに、この猶予期間内に必ず医師の同意の確認を行うこと。

(2) あん摩マッサージ指圧師の施術(変形徒手矯正術に限る。)

下記 4 の「対象者」に該当する者は、震災の影響による診療所の閉鎖や診療所に他の外来患者が集中していること等の理由により、初療の日又は再同意の日から 1 ヶ月を超えて施術を受ける必要がある場合で医師の同意書の交付を受けることが困難な場合には、直接医師の診察を受けた上で実際に施術の同意を得ており、被災地の施術所において施術を受ける場合に限り、同意書の添付を省略できることとし、その間に受けた施術については療養費の支

給を受けられるものであること。

なお、この場合には申請書の摘要欄に同意書を添付できない具体的理由、同意をした医師の氏名及び住所又は連絡先、診察年月日、同意年月日、病名、症状、施術の種類、施術部位、要加療期間の指示がある場合はその期間及び往療の必要の有無を記載すること。また、申請書の適用欄に記載されたこれらの内容は施術録にも記載すること。

3. 往療の取扱い

片道16キロメートルを超える場合の往療については、以下の要件のいずれも満たす場合に限り、往療料の対象とすること。

- ① 下記4の「対象者」に該当する者であって、震災により居住場所を移した者を対象とするものであること
- ② 当該患者に対して震災以前より往療を行っている施術所によるものであること。

なお、この場合の往療料は、片道16キロメートルまでとして算定した額とし、申請書の摘要欄に、震災により避難した旨、避難年月日、避難前及び避難後の居住場所並びに16キロメートルを超える往療を必要とする具体的理由を記載すること。

4. 対象者

「東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震による被災者に係る一部負担金等の取扱いについて(その12)」(平成24年1月31日付厚生労働省保険局医療課事務連絡。別紙1参照。)(以下「一部負担金等に関する事務連絡」という。)の1(1)の場合に該当し、保険者から交付された一部負担金等の免除証明書を提示した者又は1(2)に該当し、一部負担金免除の対象者の要件に該当することを口頭により申し出ることで足りる者。

5. 取扱い期間

一部負担金等に関する事務連絡の1(1)①の場合に該当する者及び1(2)に該当する者については、それぞれ平成24年9月30日までの施術に係る取扱いとし、1(1)②の場合に該当する者については、免除証明書に印字されている有効期限の日付までの施術に係る取扱いとする。

6. その他

この取扱いは、東日本大震災の発生という事態に鑑み、地域を限って緊急やむを得ない措置として行われる特別なものであることから、この取扱いも含め、引き続き療養費支給の適正化に努めるものであること。

事務連絡
平成24年1月31日

地方厚生(支)局医療課
都道府県民生主管部(局)
国民健康保険主管課(部)
都道府県後期高齢者医療主管部(局)
後期高齢者医療主管課(部)

御中

厚生労働省保険局医療課

東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震による被災者に係る
一部負担金等の取扱いについて(その12)
(平成24年3月以降の診療等分の取扱い)

東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震による災害発生に関し、一部負担金、入院時食事療養費又は入院時生活療養費に係る標準負担額及び訪問看護療養費に係る自己負担額(以下「一部負担金等」という。)の支払いが困難な者の取扱いについては、「東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震による被災者に係る一部負担金等の取扱いについて(その11)」(平成23年9月30日付厚生労働省保険局医療課事務連絡)により連絡したところであるが、今般、「東日本大震災により被災した被保険者等の一部負担金の免除措置に対する財政支援の延長等について」(平成24年1月31日付厚生労働省保険局保険課・国民健康保険課・高齢者医療課・総務課医療費適正化対策推進室事務連絡)が発出され、一部負担金の免除措置に対する財政支援の期間について、東京電力福島第一原子力発電所事故による警戒区域等(※)の全ての住民(全被保険者等)については、平成25年2月28日まで延長すること、東日本大震災による被災区域(警戒区域等以外)の住民のうち、国民健康保険、後期高齢者医療制度及び全国健康保険協会の被保険者等については、平成24年9月30日まで延長することが示されたことに伴い、平成24年9月30日までの取扱いについては、下記のとおりとするので関係団体に周知を図るようよろしくお願いしたい。

なお、平成24年10月1日以降の取扱いについては、追って連絡する。

記

1 保険医療機関等での確認

(1) 保険者から交付された一部負担金等の免除証明書を提示した者については、以下のよ

うに取り扱うこと。

①国民健康保険、後期高齢者医療制度及び全国健康保険協会の被保険者等の場合

免除証明書に有効期限が「平成24年2月29日まで」と印字されている場合においても、平成24年9月30日までは従前どおり、窓口での一部負担金の支払を免除すること（入院時食事療養費等に係る標準負担額等については除く）。

②全国健康保険協会以外の被用者保険の被保険者の場合

免除証明書の有効期限として、平成24年3月1日以降の日付が印字されている場合のみ、当該日付まで従前どおり、窓口での一部負担金の支払を免除すること（入院時食事療養費等に係る標準負担額等については除く）。有効期限が「平成24年2月29日まで」と記載されている証明書を提示した場合は、平成24年3月以降は、窓口での一部負担金の支払は免除せず、通常の保険診療と同様に取り扱うこと。

- (2) 市町村の全域が警戒区域等となっているため、免除証明書の交付を要していない以下の市町村においては、平成24年3月1日から平成24年9月30日までの期間においても、被保険者証の提示により免除証明書の提示に代えることができることとなるため、以下の市町村国保の被保険者又は福島県後期高齢者医療広域連合の被保険者で被保険者証に記載された住所が以下の市町村である者については、被保険者証等により住所が以下の市町村の区域であることを確認するとともに、一部負担金免除の対象者の要件に該当することを口頭により申し出ることにより足りること。

・福島県広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村

2 入院時食事療養費等の標準負担額等の免除措置について

入院時食事療養費等の標準負担額等の免除措置は、平成24年2月29日までとされているが、それに係る保険医療機関等における請求の方法等については追って連絡すること。

(※) 警戒区域、計画的避難区域、旧緊急時避難準備区域、特定避難勧奨地点（ホットスポット）

◎ 平成24年3月1日以降も、以下の方については、引き続き、医療機関等の窓口負担は免除となります。

1. 免除を受けることができる期限と対象者

- 東京電力福島原発事故による警戒区域等(注)のすべての住民の方(※1) → 平成25年2月28日まで
- 東日本大震災による被災区域(警戒区域等(注)以外)の住民の方で、国民健康保険、後期高齢者医療制度及び全国健康保険協会にご加入の方(※1)(※2) → 平成24年9月30日まで

(※1) 震災発生後、他市町村へ転出した方を含みます。

(※2) その他の医療保険にご加入の方は、ご加入の保険者により、引き続き、窓口負担が免除されることもありますので、詳細については、ご加入の保険者へお問い合わせ下さい。

(注) 「警戒区域等」とは、

- ① 警戒区域
- ② 計画的避難区域
- ③ 旧緊急時避難準備区域
- ④ 特定避難勧奨地点(ホットスポット)と指定された4つの区域等をいいます。

＜窓口負担が免除される方＞

- (1) 災害救助法の適用地域(東京都を除く)や被災者生活再建支援法の適用地域の住民(地震発生後、他市町村へ転出した方を含む)であり、
- (2) 以下のいずれかに該当する方
 - ① 住家の全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をした方
 - ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った方
 - ③ 主たる生計維持者の行方が不明である方
 - ④ 主たる生計維持者が業務を廃止・休止した方
 - ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方
 - ⑥ 原発の事故に伴い、警戒区域、計画的避難区域及び旧緊急時避難準備区域に関する指示の対象となっている方
 - ⑦ 特定避難勧奨地点に居住しているため、避難を行っている方

2. 国民健康保険、後期高齢者医療制度及び全国健康保険協会にご加入の方は、有効期限欄に「平成24年2月29日まで」と記載されている免除証明書でも、引き続き使用することができます。(※3)

(※3) その他の医療保険にご加入の方で、引き続き、窓口負担が免除される方は、免除証明書の更新が必要となります。

※ただし、「福島県の以下の市町村国保にご加入の方」又は「福島県の後期高齢者医療制度にご加入の方で、保険証に記載された住所が以下の市町村である方」は、平成24年9月30日までは、引き続き、免除証明書の提示は不要です。

広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村

免除証明書に関してご不明な点があれば、ご加入の医療保険の保険者へお問い合わせください。

◎ 入院時食事療養費及び入院時生活療養費の自己負担の免除は、平成24年2月29日までとなります。

事務連絡
平成23年9月30日

地方厚生(支)局医療課
都道府県民生主管部(局)
国民健康保険主管課(部)
都道府県後期高齢者医療主管部(局)
後期高齢者医療主管課(部)

御中

厚生労働省保険局医療課

東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震による被災者に係る
一部負担金等の取扱いについて(その11)
(7月以降の診療等分の取扱い)

東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震による災害発生に関し、一部負担金、入院時食事療養費又は入院時生活療養費に係る標準負担額及び訪問看護療養費に係る自己負担額(以下「一部負担金等」という。)の支払いが困難な者の取扱いについては、「東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震による被災者に係る一部負担金等の取扱いについて(その10)」(平成23年7月22日付厚生労働省保険局医療課事務連絡)により連絡したところであるが、今般、これを下記のとおり改正するので、関係団体に周知を図るようよろしく願いしたい。

(改正カ所は下線を引いた部分)

記

1に掲げる者については、保険医療機関及び保険医療養担当規則(昭和32年厚生省令第15号)第5条及び第5条の2、保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則(昭和32年厚生省令第16号)第4条、高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準(昭和58年厚生省告示第14号)第5条及び第5条の2並びに指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準(平成12年厚生省令第80号)第13条の規定により一部負担金等の支払いを受けることを、2に掲げる期間免除することができるものとする。

1 対象者の要件

(1)及び(2)のいずれにも該当する者であること。

(1)① 災害救助法(昭和22年法律第118号)の適用市町村(東京都を除く。)のうち、岩手県全34市町村、宮城県全35市町村、福島県全59市町村、青森県八戸市、上北郡おいらせ町、茨城県水戸市、日立市、土浦市、石岡市、龍ヶ崎市、下妻市、常総市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、笠間市、取手市、牛久市、つくば市、ひたちなか市、鹿嶋市、潮来市、常陸大宮市、かすみがうら市、桜川市、神栖市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、東茨城郡茨城町、東茨城郡大洗町、東茨城郡城里町、那珂郡東海村、久慈郡大子町、稲敷郡阿見町、那珂市、稲敷郡美浦村、稲敷郡河内町、筑西市、稲敷市、北相馬郡利根町、栃木県宇都宮市、小山市、真岡市、大田原市、矢板市、那須烏山市、さくら市、那須塩原市、芳賀郡益子町、芳賀郡茂木町、芳賀郡市貝町、芳賀郡芳賀町、塩谷郡高根沢町、那須郡那須町、那須郡那珂川町、千葉県旭市、香取市、山武市、山武郡九十九里町、千葉市、習志野市、我孫子市又は浦安市

② 災害救助法(昭和22年法律第118号)の適用市町村(東京都を除く。)のうち、長野県下水内郡栄村、新潟県十日町市、上越市又は中魚沼郡津南町

③ 被災者生活再建支援法(平成10年法律第66号)の適用市町村のうち、青森県三沢市、三戸郡階上町、茨城県古河市、結城市、坂東市、栃木県足利市、佐野市、埼玉県久喜市、千葉県銚子市、市川市、船橋市、松戸市、成田市、佐倉市、東金市、八千代市、印西市、富里市、匝瑳市、印旛郡酒々井町、印旛郡栄町、香取郡神崎町、香取郡多古町、香取郡東庄町、山武郡大網白里町、山武郡横芝光町又は長生郡白子町

に住所を有する(地震の発生以後、①、②又は③の適用市町村から他の市町村に転入した場合を含む。)健康保険法(大正11年法律第70号)及び船員保険法(昭和14年法律第73号)の被保険者及び被扶養者、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)の被保険者並びに高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)の被保険者であること。

(2) 東北地方太平洋沖地震又は長野県北部の地震により、次のいずれかの申し立てをした者であること。

① 住家の全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をした旨

② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った旨

③ 主たる生計維持者の行方が不明である旨

④ 主たる生計維持者が業務を廃止し、又は休止した旨

⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない旨

⑥ 原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)第15条第3項の規定による、避難のための立退き又は屋内への退避に係る内閣総理大臣の指示の対象地域であるため避難又は退避を行っている旨

⑦ 原子力災害対策特別措置法第20条第3項の規定による、計画的避難区域及び緊急時避難準備区域の設定に係る原子力災害対策本部長の指示の対象となっている旨

⑧ 特定避難勧奨地点(原子力災害対策特別措置法第17条第8項の規定により設置された原子力災害現地対策本部の長が、事故発生後1年間の積算線量が20mSvを超えると推定されるとして特定した住居をいう。)に居住しているため、避難を行っている旨

2 取扱いの期間

平成24年2月29日まで、一部負担金等の支払いを免除する取扱いとする。(ただし、入院時食事療養費及び入院時生活療養費の標準負担額については平成23年9月以降、追って連絡するまでの間、当面支払いを免除する。)

1 (2) ③の場合は主たる生計維持者の行方が明らかとなるまでの間に限る。

なお、1 (2) ⑥の屋内への退避に係る指示の解除の対象となった場合であっても、引き続き、6月までの診療等分について、6月末日まで、支払を猶予する。

また、1 (2) ⑦の緊急時避難準備区域の設定に係る指示の解除の対象となった場合であっても、一部負担金等の免除の対象となっている者は、追って連絡するまでの間、引き続き、当面支払を免除する。

3 医療機関における確認等

(1) 平成23年6月末までの確認の方法等

上記1 (2)の申し立てをした者については、被保険者証等により、住所が1 (1)の市町村の区域であることを確認するとともに、当該者の1 (2)の申し立ての内容を診療録の備考欄に簡潔に記録しておくこと。

ただし、被保険者証等が提示できない場合には、

- ① 健康保険法及び船員保険法の被保険者及び被扶養者である場合には、氏名、生年月日、被保険者の勤務する事業所名、住所及び連絡先
- ② 国民健康保険法の被保険者又は高齢者の医療の確保に関する法律の被保険者の場合には、氏名、生年月日、住所及び連絡先(国民健康保険組合の被保険者については、これらに加えて組合名)

を診療録に記録しておくこと。

なお、申し立てた事項については、後日、保険者から患者に対し内容の確認が行われることがある旨を患者に周知するようご協力いただきたい。

(2) 平成23年7月1日からの確認の方法等

平成23年7月1日以降は、保険者から交付された一部負担金等の免除証明書を提示した者のみ、窓口での一部負担金等の支払を免除すること。

ただし、「以下の市町村国保の被保険者」又は、「以下の3県の後期高齢者医療広域連合の被保険者で被保険者証に記載された住所が以下の市町村である者」は、それぞれ右欄に記載する日から免除証明書の提示を求めることとし、それまでの間は、被保険者証等の提示によりこれらを確認し、上記1の対象者の要件に該当することを口頭により申し出ることにより足りるため免除証明書の提示は不要である。

県名	市町村名	免除証明書の提示が必要となる日
岩手県	宮古市、大船渡市、陸前高田市、大槌町、山田町	平成23年8月1日
宮城県	女川町	平成23年10月1日
	南三陸町	平成23年9月1日
福島県	田村市、南相馬市	平成23年8月1日
	広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村	免除期間の終了日まで免除証明書の提示は不要

なお、免除証明書によっては、入院時食事療養費及び入院時生活療養費の標準負担額の免除の有効期間が平成23年8月31日までとされているもの、これを取り繕ったもの、空白のもの等があるが、その記載内容にかかわらず、追って連絡するまでの間、当面有効なものとして取り扱うことができることとする。

4 その他

- (1) 本事務連絡に基づき一部負担金等の支払いを免除した場合は、患者負担分を含めて10割を審査支払機関等へ請求すること。

なお、請求の具体的な手続きについては、「東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震に関する診療報酬等の請求の取扱いについて(その2)」(平成23年4月1日厚生労働省保険局医療課事務連絡)の3を参照されたい。

- (2) 上記3(2)のとおり、平成23年7月1日からは免除証明書が必要となるため、各保険医療機関等においては、現在、一部負担金等の支払を猶予している患者に対し、速やかに保険者へ免除証明書の申請を行うよう、周知にご協力いただきたい。

- (3) 次に掲げる者は、保険者へ申請することにより、すでに保険医療機関等の窓口で支払った一部負担金等について保険者から還付を受けることができる。

- ① 平成23年6月末までの間に、上記1の要件に該当していたが一部負担金等の支払いを行った者
- ② 平成23年7月以降、保険者による手続きが遅滞している等、免除証明書を医療機関の窓口へ提出しなかったことがやむを得ないと認められる者

平成23年7月1日から医療機関等の窓口での取扱いが下記のように変わります。

1. 保険診療を受ける際には、従来通り、窓口での「保険証」(被保険者証)の提示が必要になります。

2. 窓口負担が免除となるためには、一部負担金等の「免除証明書」の提示が必要となります。

平成23年7月1日からは、一部負担金等の免除証明書の提示が必要となりますので、ご加入の医療保険の保険者に申請して下さい。

- ・免除となるのは、平成24年2月29日までです。(入院時食事療養費及び入院時生活療養費については、別途定める期限までの間)
- ・なお、免除の対象となる方で、免除証明書を提示できず窓口負担を支払った方は、支払った窓口負担の還付を受けることができますので、申請をお願いします。

〈窓口負担が免除される方〉

(1) 災害救助法の適用地域(東京都を除く)や被災者生活再建支援法の適用地域の住民(地震発生後、他市町村へ転出した方を含む)であり、

(2) 以下のいずれかに該当する方

- ① 住家の全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をした方
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った方
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である方
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止・休止した方
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方
- ⑥ 原発の事故に伴い、政府の避難指示、計画的避難区域及び緊急時避難準備区域に関する指示の対象となっている方(緊急時避難準備区域に関する指示が解除になった場合も、当分の間は取扱いは変わりません。)
- ⑦ 特定避難勧奨地点に居住しているため、避難を行っている方

※ただし、「以下の市町村国保にご加入の方」又は「以下の3県の後期高齢者医療制度にご加入の方で、保険証に記載された住所が以下の市町村である方」は、右欄の日から免除証明書の提示が必要となります

岩手県	宮古市、大船渡市、陸前高田市、大槌町、山田町	平成23年 8月 1日
宮城県	女川町	平成23年10月 1日
	南三陸町	平成23年 9月 1日
福島県	田村市、南相馬市	平成23年 8月 1日
	広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村	免除期間終了まで免除証明書は不要

◎ご加入の医療保険の保険者への保険証や免除証明書の申請を忘れずに。

申請の方法等のお問い合わせは、ご加入の医療保険の保険者をお願いします。